

事業者向け

労災保険のご案内

(業務災害総合保険)



集団扱制度だから…

保険料が割安!

- ▶一時払は5%割引、分割払は割増保険料がかからないため、一般のご契約よりも割安な保険料でご加入いただけます!※

(※)ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。

業種特有のリスクに応じた 手厚い独自補償

- ▶お客さまの業種に合わせた補償内容をお届けします!



日新火災の

『労災あんしん保険(業務災害総合保険)』の特長

特長



事業者さまのリスク実態に応じた保険設計が可能

補償内容を自由に設計できるため、
事業者さまのリスク実態に応じて保険の見直しが可能です!

特長



万一の労災事故による高額賠償リスクや 雇用関連賠償リスクにも対応!

従業員の方の業務上のケガ・病気への補償はもちろん、
労災事故や雇用関連の損害賠償責任事故による企業の高額賠償リスクにも対応します。

特長



大切な従業員を守るためのおすすめオプション!

疾病入院補償と所得補償で従業員のエンゲージメントを向上させ、
離職を防止することで経営の安定につながります!

詳しくは
裏面へ!



集団扱制度の労災あんしん保険にご加入いただく際の注意点

契約者の範囲

- ◆ 集団扱のご契約者(保険契約者)は、次のいずれかの方に限ります。

- ① 「日本合板商業組合」
- ② ①の構成員(法人/個人事業主)

- ◆ ご契約のお申込みにあたっては、保険契約者・被保険者(補償の対象となる方)が集団扱の対象者であることを確認させていただいております。
保険契約者・被保険者となる方の詳しい範囲につきましては、別紙「集団扱保険のご加入にあたってのご注意」を必ずご確認ください。

※＜試算条件＞死亡・後遺障害：1,000万円／入院日額：1万円／通院日額：5千円／入院一時金：10万円／退院療養一時金：5万円／休業補償日額：5千円／医療費用：200万円／使用者賠償責任保険：1名1億円・1事故5億円／事業主費用：500万円／天災危険補償特約／法律相談費用補償特約

見直しによる保険料節減例※

特長

1



特長

2

思ってもみなかった… 労災事故による損害賠償請求!

請求される損害賠償金の一部は労災保険法等の給付対象となりません。給付のない部分は会社負担となり、高額となることがあります。

損害賠償金
・争訟費用
・慰謝料
・逸失利益の不足分
・休業損害の不足分

不足分は会社負担

労災保険等

使用者賠償責任補償特約条項でカバー!

そこでおすすめ

●使用者賠償責任補償特約条項

従業員等が業務により被ったケガや病気について、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る次の損害に対して保険金をお支払いします。

損害賠償金
争訟費用
訴訟対応費用

職場のパワハラ・いじめ等による紛争が急増中

いじめ・嫌がらせの労働相談件数は12年連続最多(令和5年度まで)

出典:厚生労働省 個別労災紛争解決制度の施行状況

●雇用関連賠償責任補償特約条項
●ハラスメント再発防止費用補償特約条項※

パワハラやカスハラ、マタハラ、不当解雇等について、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る次の損害に対して保険金をお支払いします。また、ハラスメントの再発防止策を講じるうえで、貴社が支出した費用をお支払いします。

損害賠償金
争訟費用
訴訟対応費用

※雇用関連賠償責任補償特約条項をセットする契約に自動的にセットされます。

特長

3

疾病入院保険金 定額補償特約条項※

従業員が病気になり、その治療のために入院した場合に、保険金をお支払いします。

所得補償保険金 支払特約条項※

従業員がケガや病気により働けなくなった場合に生じる収入減少について、保険金をお支払いします。

POINT 1 加入時の健康状態の告知は不要!

POINT 2 従業員を無記名で一括付保!

POINT 3 所得補償は、うつ病などのメンタルヘルス不調で働けなくなったときも補償!

※年間売上高が3,000万円以上の場合にセットできます。

福利厚生 の 充実 は、採用活動時のアピールポイントになります!

集団扱制度×労災あんしん保険

～見積り作成依頼書～

見積書作成や商品内容等の詳しい説明をご希望される場合は、下記取扱代理店または日新火災までお電話・FAX・メールのいずれかでお問い合わせをお願いいたします。

①会社名	③ご連絡先		
②お名前	TEL : Mail :		
④ご希望内容	☐ お見積り ☐ その他 (	☐ 現在ご加入の保険見直し	☐ 商品内容の詳細説明)

※上記情報は、見積書作成等希望のお客さまに対して、日新火災が取り扱う保険商品のご案内や各種情報提供に利用させていただきます。

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。ご契約の際やご契約後にご注意いただきたいことなど、その他詳細につきましては、パンフレットおよび普通保険約款・特別約款・特約集をご参照いただくか、日新火災までご照会ください。また、特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233 24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-718-268 (平日) 9:00~18:00
(土日祝日年末年始) 9:00~17:00



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

日新火災海上保険株式会社
マーケット開発部 戦略マーケットグループ
担当: 宮原

TEL: 03-6705-2436
FAX: 03-5619-0065